# 【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年7月1日

【会社名】グランディハウス株式会社【英訳名】Grandy House Corporation【代表者の役職氏名】代表取締役社長 村田 弘行

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

【電話番号】 (028)650-7777

【事務連絡者氏名】 常務取締役 齋藤 淳夫

【最寄りの連絡場所】 栃木県宇都宮市大通り四丁目 3 番18号

【電話番号】 (028)650-7777

【事務連絡者氏名】 常務取締役 齋藤 淳夫 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社第20回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の 開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成23年6月29日

### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役として、菊地俊雄、村田弘行、磯 国男、野村光生、齋藤淳夫、佐山 靖、林 裕朗、尾身健次、上野谷宏 二、石川真康、谷 英樹を選任する。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、吉田 孝、小林健彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

第1号議案

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果<br>(賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|------------------|
| 議案    |        |       |       |                  |
| 菊地 俊雄 | 69,286 | 398   | -     | 可決 (94%)         |
| 村田 弘行 | 69,286 | 398   | -     | 可決 (94%)         |
| 磯 国男  | 69,286 | 398   | -     | 可決 (94%)         |
| 野村 光生 | 69,270 | 414   | -     | 可決 (94%)         |
| 齋藤 淳夫 | 69,286 | 398   | -     | 可決 (94%)         |
| 佐山 靖  | 69,286 | 398   | -     | 可決 (94%)         |
| 林裕朗   | 69,268 | 416   | -     | 可決 (94%)         |
| 尾身 健次 | 69,286 | 398   | -     | 可決 (94%)         |
| 上野谷宏二 | 69,282 | 402   | -     | 可決 (94%)         |
| 石川 真康 | 69,274 | 410   | -     | 可決 (94%)         |
| 谷 英樹  | 69,265 | 419   | -     | 可決 (94%)         |

- (注) 1.上記議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2. 出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)は73,640個であり、賛成の割合は、出席した株主の議決権数に対する割合です。

### 第2号議案

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果<br>(賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|------------------|
| 議案    |        |       |       |                  |
| 吉田 孝  | 69,482 | 202   | -     | 可決 (94%)         |
| 小林 健彦 | 69,340 | 344   | -     | 可決 (94%)         |

- (注) 1.上記議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2. 出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)は73,640個であり、賛成の割合は、出席した株主の議決権数に対する割合です。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以上